

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

該当なし。

【分析結果とその根拠理由】

該当なし。

観点 1-1-②：大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本会計大学院の使命は、理論と実務の融合を志向した教育研究によって高度な会計専門知識・実践力及び職業倫理観を兼ね備えた会計専門職業人を輩出し、経済社会の発展に貢献することであり、従って本会計大学院の目的は、「経済のグローバル化・情報化に即して、職業倫理観を兼ね備え、国の内外の会計基準や税務に精通し、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人の養成」にある（本会計大学院学則第 4 条の 2）。

また、教育目標として、（1）会計専門職業人としてふさわしい会計・税務知識及び職業倫理観の修得、（2）最新の監査証明業務などの実効的な体系的理解の構築、（3）グローバルに活躍できる会計専門職業人の養成、（4）経営者や財務責任者の役割を全うできる人材の養成、を掲げている。

学校教育法第 99 条第 2 項では、専門職大学院の目的について、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が認められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」と定めている。また、期待される役割は、「幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養すること」である（中央教育審議会「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」（答申）平成 17 年 9 月 5 日）。

本会計大学院の目的は、上述のとおり、高度で専門的な職業能力を要する「会計」分野について、国際的にも通用する専門的な知識・能力を修得した「質の高い専門職業人」を「養成」することであり、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に合致している。

LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則

資料 1-1-②-1

&lt;LEC 会計大学院ウェブサイト&gt;

[LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則]

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/pdf/gakusoku.pdf>

[使命・目的・教育目標]

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/mission/>**【分析結果とその根拠理由】**

本会計大学院の目的は、本会計大学院学則第4条の2において明確に定められている。その目的は、高度で専門的な職業能力を有する「会計」分野について、国際的にも通用する専門的知識・能力を修得した「質の高い専門職業人」を「養成」することであり、学校教育法第99条に定められた専門職大学院の目的に合致している。

以上のことから、大学院の目的が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

**観点 1-2-①：** 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

**【観点に係る状況】**

本会計大学院の使命・目的・教育目標は、II 目的および基準 I 観点 1-1-②で述べたとおりであり、うち目的は、本会計大学院学則第4条の2に定めている。使命・目的・教育目標は、本会計大学院パンフレット、および履修指導要項に明記するとともに、本会計大学院ウェブサイトにも公開している。

教職員に対しては、研究科委員会や FD 委員会等の専門委員会で、本会計大学院パンフレット、履修指導要項および学則集を配布し、説明を行うことで周知を図っている。学生に対しては、入学時および毎semester開講前に実施するオリエンテーション（原則必須参加）において、本会計大学院パンフレット、履修指導要項および学則集を配布し、説明を行うことで周知を図っている。さらに、使命・目的・教育目標を記載したポスターを学生ラウンジ、図書室および自習室に掲示し、学生への意識づけにも努めている。

また、使命・目的・教育目標は、本会計大学院ウェブサイトでも公開しており、社会に広く公表している。

LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則

資料 1-1-②-1

2011 年度入学向 LEC 会計大学院パンフレット（現在作成中、完成後送付）

2010 年度 前期（新入生用）履修指導要項

資料 1-2-①-1

2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧

資料 1-2-①-2

<LEC 会計大学院ウェブサイト>

[LEC 東京リーガルマインド大学大学院学則]

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/pdf/gakusoku.pdf>

[使命・目的・教育目標]

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/mission/>

[2010 年度 LEC 会計大学院学生便覧]

[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/pdf/gakusei\\_binran.pdf](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/pdf/gakusei_binran.pdf)

#### 【分析結果とその根拠理由】

本会計大学院の使命・目的・教育目標は、本会計大学院パンフレット、履修指導要項に明記している。

教職員に対しては、研究科委員会や FD 委員会等の専門委員会で、本会計大学院パンフレット、履修指導要項および学則集を配布し、説明を行うことで周知を図っており、学生に対しては、入学時および毎セメスター開講前に実施するオリエンテーション（原則必須参加）において、本会計大学院パンフレット、履修指導要項および学則集を配布し、説明を行うことで周知を図っている。さらに、使命・目的・教育目標を記載したポスターを学生ラウンジ、図書室および自習室に掲示し、学生への意識づけにも努めている。また、使命・目的・教育目標は、本会計大学院ウェブサイトでも公開しており、社会に広く公表している。

以上のことから、目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

#### 【優れた点】

本会計大学院の目的は明確に定められ、学校教育法第 99 条の規程と期待される役割に照らし合わせて、専門職大学院の目的に合致している。また、使命・目的・教育目標は、本会計大学院パンフレット、履修指導要項に明記し、かつ本会計大学院ウェブサイトでも公開しており、教職員および学生への周知を図るとともに、社会に広く公表しており評価できる。特に、使命・目的・教育目標を記載したポスターを掲示し、学生への意識づけに努めている取り組みは高く評価できる

#### 【改善を要する点】

このたびの自己点検評価活動において自己点検評価委員会から指摘を受けたように、使命・目的・教育目標の文言や表現について、時代の趨勢も鑑み、見直しを図っていくことは重要なことである。今後も、分かりにくい表現はないか、時代錯誤の文言はないか等、適宜見直しを図っていくことに期待する。

## (3) 基準 1 の自己評価の概要

本会計大学院の目的は明確に定められ、学校教育法第 99 条の規程に照らし合わせて、専門職大学院の目的に合致している。また、本会計大学院の目的を教職員および学生に対して周知徹底するとともに、社会に広く公表しており評価できる。